



労働者派遣事業に関わる情報

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。(令和8年6月1日現在)

許可番号	派 13-303247	許可年月日	平成 16 年 7 月 1 日
事業所の名称	株式会社ロフティー 高崎支店		
事業所の所在地	〒370-0841 群馬県高崎市栄町 14-1 高崎イーストセンタービル 3 階305号室		

労働者派遣等実績

派遣労働者の数（1 日平均）	230 人
派遣先事業所の数	119ヶ所
労働者派遣の料金（1 日 8 時間当たりの平均額）	14,962円
派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均額）	10,260円
マージン率（小数点第一位未満の端数が生じた場合には、四捨五入）	31.4 %

※派遣料金及び労働者賃金平均は、実績に基づく額となりますので、割増賃金等も含まれております。

※【マージン率に含まれる事業運営に必要な経費】社会保険料（保険料の約半分を雇用主であるロフティーが負担）、有給休暇費用（有給を取得した際の賃金はロフティーが負担）、通勤手当、定期健康診断料、教育訓練に要する経費、求人広告費、システム維持費、その他人件費等事業運営に必要な経費

キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
職能別訓練	派遣労働者	off-JT	無 償	有 給
職種転換訓練	派遣労働者	off-JT	無 償	有 給
階層別訓練	派遣労働者	off-JT	無 償	有 給

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則、弊社派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口

(株)ロフティー キャリア相談室



03-3501-8830